

## 第6章 計画推進のために

### 1．推進体制の整備

#### (1) 地域福祉推進本部の設置

この計画や地域福祉計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、新たに地域福祉推進本部を設置し、関連する部局の連携・協力のもとに総合的な取り組みを行える体制を整備します。

#### (2) 健康福祉推進委員会の設置

幅広い市民や知識経験者などの参画のもとに健康なばり21計画を推進するため、(仮称)健康福祉推進委員会を設置し、本計画の推進に関し必要な事項について調査、審議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。

### 2．計画の管理

#### (1) 計画の進行管理

この計画に基づき、市民参加のもとに施策の実施、評価を行い、計画的な進行管理を行います。また、行政評価制度と連動しながら、評価結果に基づき、必要に応じて計画や実施体制・方法などを見直し、継続的な改善を進めるとともに、計画、実施、評価の各段階の情報をわかりやすく公表し、市民への説明責任を果たすように努めます。

#### (2) 適切な計画の運用

社会、経済環境の変化への機動的な対応を行うとともに、各地域の実情や住民の意向を反映した施策展開を進めるため、この計画に定める基本的な考え方や方針のもとに、必要に応じて柔軟に施策や推進方法を見直すなど適切な計画の運用を行います。